

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 実施方針に関する質問に対する回答

番号	頁	記号						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
1	全般							前回の入札に係る公表資料に関する質問及び、これに対する回答は全て有効であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、公表済みの回答と今回の公表資料の間に齟齬がある場合は、今回の公表資料を優先します。
2	2	1	1	4	イ			維持管理・運営期間が、平成20年2月に公表された入札説明書における174ヶ月（引渡期限：平成23年9月30日～維持管理・運営期間の終了日：平成38年3月31日）から、179ヶ月（引渡期限：平成24年4月30日～事業期間終了：平成39年3月31日）に変更されています。事業期間を延長した理由をご教示下さい。また、維持管理・運営期間が延長されたことによる維持管理・運営コストの増大は、新たな予定価格の設定に反映されていると判断してよろしいでしょうか。	前段：施設の早期供用開始を基本に検討した結果です。 後段：ご理解のとおりです。
3	3	1	1	4	ウ	エ	c	他の公表書類から、本件施設の舞台設備等については保守管理業務のみで、更新業務については業務に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。実施方針を修正します。
4	6	2	1	2				「入札手続きには、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きに特定を定める政令が適用される。」との記載がありますが、これに該当するものは、本件における設計、工事監理、建設、維持管理で、運営は含まないとの理解で宜しいでしょうか。また、本件施設に関する備品の調達については、建設役務に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	前段：PFI契約は包括契約・一括契約であるため、一連の入札手続きのすべてが特定政令の適用を受けます。 後段：ご理解のとおりです。
5	9	2	3	2	ア			「「静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売り払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格」、「静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格」及び「静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格」に定める業務又は業種の対象となるものを実施する者は」との記載がありますが、本件で該当する者は、設計、工事監理、建設、維持管理を行う者で、運営を行う者は含まないとの理解で宜しいでしょうか。また、本件備品の調達については、建設役務に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：ご理解のとおりです。ただし、備品の調達先が「静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売り払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格」を有していることは求めません。
6	17	7	2					「「暮らし・にぎわい再生事業制度要綱」に基づく暮らし・にぎわい再生事業に認定された場合には、当該補助金交付要綱に基づく補助額相当を事業者に支払う予定とする。」との記載がありますが、この事業に認定され、補助額が決まる時期はいつ頃かお考えをお示し頂けないでしょうか。また、ここで記載される”補助額”は本件事業の何に対して支払われるのでしょうか。仮に、本件事業のサービス購入料への一部に充当されることをお考えの場合、再生事業に認定されない時の財源は確保されるのでしょうか。	後日、回答します。
7	17	7	2					「暮らし・にぎわい再生事業制度要綱」に基づく補助相当額は、10月公表の入札説明書で明らかにされると思われます予定価格に折込済みと考えてよろしいでしょうか。あるいは、本補助相当額は追加的予算として、支払い額、支払い時期、支払い方法等が別途示されるのでしょうか。また、当該補助を受けるために要求水準等を超えるような要件は無いと理解してよろしいでしょうか。	番号6参照

番号	頁	記号						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
8	19	別紙1	111					設計・建設期間中の物価変動に伴う経費の増加について、市と民間でリスクを分担する具体的なルールをご教示下さい。静岡市より本年6月20日に、「資材価格の急激な変動に伴う静岡市建設工事請負契約約款第25条第5項の運用について」が公表され、市発注の公共工事についてはいわゆる「単品スライド」が適用されることとなりましたが、本事業の建設工事におきましても本規定が適用されると判断してよろしいでしょうか。また、入札時点から設計作業完了（工事着手）までの期間における、建設物価の変動に伴う費用の増加についてのリスク分担方法についてのリスク分担方法についてお教え下さい。	前段：6月20日公表資料は「建設工事請負契約」を対象とするため、PFI契約による本事業へは適用されません。 後段：本事業における物価変動に伴う増加（減少）経費の取扱いについては、その時点における国の動向等に鑑み、市が発注するその他の契約における取扱いとあわせて検討します。
9	20	別紙1	408					「劣化による施設や備品の損傷」のリスクを民間がとることとなっておりますが、「劣化によるもののうち、民間が適切な維持管理を実施しなかったことによる施設や備品の損傷」としていただけないでしょうか？	要求水準書p46V12参照
10	20	別紙1	409					「事故・火災等による修復等」のリスクについては、「市及び第三者の責めによるもの」は市がリスクをとり、「民間の責めによるもの」については民間がリスクをとるように分けていただけないでしょうか？	市の帰責事由によるものについては市負担、第三者帰責事由によるものは民間負担とします。特定事業仮契約書（案）第56条第1項、第90条第2項及び第3項参照。
11	20	別紙1	410					「劣化の進展による修繕費の増大」のリスクを民間がとることとなっておりますが、「劣化の進展によるもののうち、民間が適切な維持管理を実施しなかったことによる修繕費の増大」としていただけないでしょうか？	変更の予定はありません。なお、基本的な考え方については番号9参照。
12	20	別紙1	301 302					地中障害物について、市が事前に公表したものが市リスク、それ以外が民間リスクとありますが、市が事前に公表したものが民間リスク、それ以外は市リスクの誤りではないでしょうか。事前に公表されていないものについては、民間側で予見が不可能ですので、市リスクであると考えます。	ご理解の通りです。実施方針を修正します。
13	20	別紙2	401					平成19年8月（平成20年2月変更）の実施方針においては「シックハウス」という表現が使用されています。本実施方針において使用されている「化学物質過敏症」という言葉の意味は、「シックハウス」と同様と判断してよろしいでしょうか。	シックハウス症候群と化学物質過敏症は同義のものとしません。
14	20	別紙1	201					民間事業者が副分担となっておりますが、副分担の範囲をお示しください。	特定事業仮契約書案第28条第2項参照。